

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和2年8月17日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
四條畷 第24号	株式会社西村工業 西村 茂生	枚方市村野高見台9番65号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
四條畷 第27号	株式会社藤建設 南口 也寸志	大東市錦町12番13号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
四條畷 第37号	田中水道工業所 田中 隆	四條畷市南野一丁目10番9号	令和2年8月17日	令和7年9月29日
四條畷 第50号	株式会社ひかり水道商会 阪本 英嗣	寝屋川市下神田町16番8号	令和2年8月17日	令和7年9月29日